

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者情報の確認④保育料算定に必要な各種情報の照会 <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第68条第1項～第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表155項 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保育家庭課
②所属長の役職名	保育家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	飯田市役所 こども未来健康部保育家庭課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 健康福祉部子育て支援課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	I. 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第4項	「第4項」を削り、「第68条」を加える。	事前	
平成28年12月21日	I. 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(12条)	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠)」の項番中「12.」の前に「10の3.」を、「12.」の後に「59の2」を加える。	事前	
平成28年12月21日	II. 1	平成27年7月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	II. 2	平成27年7月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	I. 1. ③	(1)子ども・子育て支援システム、(2)収納・口座システム、(3)住民基本台帳ネットワークシステム、(4)統合宛名管理システム、(5)中間サーバー	「(5)中間サーバー」の後に、「(6)ながの電子申請サービス」を加える。	事前	
平成29年10月13日	I. 5. ②	子育て支援課長 伊藤晃	子育て支援課長 高山毅	事後	
平成29年10月13日	II. 1	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	II. 2	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I. 5. ②	子育て支援課長 高山毅	子育て支援課長	事後	
令和1年5月31日	II. 1	平成29年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 2	平成29年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV		様式変更により追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I . 1. ②	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、 幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事前	システム改修
令和3年12月28日	I . 1. ③	(1)子ども・子育て支援システム、(2)収納・口座システム、(3)住民基本台帳ネットワークシステム、(4)統合宛名管理システム、(5)中間サーバー、(6)ながの電子申請サービス	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー ながの電子申請サービス	事前	システム改修
令和3年12月28日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一(8,94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(8,68条)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第68条	事前	システム改修

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I . 4. ②	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠): (13,16,116項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(10の3,12,59の2条)	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の2の2 ■情報提供は実施しない	事前	システム改修
令和8年3月31日	I 関連情報. 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の94項	別表第一の94項を削り、別表127項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報. 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第68条第1項～第7項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ■情報照会の根拠	番号法第19条8号、別表第二の116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の2の2	番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表155項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報. 5評価実施機関における担当部署. ①部署	子育て支援課	保育家庭課	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報. 5評価実施機関における担当部署. ②所属長の役職名	子育て支援課長	保育家庭課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 関連情報. 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部子育て支援課	こども未来健康部保育家庭課	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報. 8特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部子育て支援課	こども未来健康部保育家庭課	事後	
令和8年3月31日	II. 1、II. 2	令和3年12月28日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	
令和8年3月31日	IV8人手を介在させる作業	-	新規記載	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規記載	事前	様式改定